

佐賀県公示（会第3684号）

佐賀県財務規則に基づくかいの出納員となる者の指定（平成28年3月31日会第4111号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
所管部等	かいの名称	出納員に指定する職	所管部等	かいの名称	出納員に指定する職
政策部	消防学校	総務課長	政策部	消防学校	総務課長
総務部	<u>首都圏事務所</u>	<u>課長</u>	総務部	<u>首都圏事務所</u>	<u>課長</u>
	自治修習所	総務課長		自治修習所	総務課長
	県税事務所	職員		県税事務所	職員
地域交流部	佐賀空港事務所、博物館、 <u>名護屋城博物館</u> 、佐賀城本丸歴史館	<u>総務課長</u>	地域交流部	佐賀空港事務所、博物館、 <u>名護屋城博物館</u>	総務課長
	九州陶磁文化館	企画総務課長		九州陶磁文化館	企画総務課長
県民環境部	図書館	企画課長	県民環境部	図書館	企画課長
	環境センター	総務課長		環境センター	総務課長
略			略		